

環境影響評価法

1. 案内情報

- 手続名 : 第二種事業に係る判定の届出(再判定の届出)
- 手続根拠 : ・環境影響評価法第4条第1項
(環境影響評価法第4条第4項)
(環境影響評価法第29条第1項)
・鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第1条
・軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第1条
- 手続対象者 : 第二種事業に係る判定(再判定)の届出を行う事業者
- 提出時期 : 第二種事業に係る判定(再判定)の届出を行うとき
- 提出方法 : 第二種事業概要等届出書を作成し、国土交通省鉄道局施設課環境対策室(普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業にあつては、当該事業の実施区域を管轄する運輸局鉄道部技術第一課または技術課)へ提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 第二種事業が実施されるべき区域及び周囲の概況を明らかにした適切な縮尺の平面図(1部)
- 申請書様式 : 第二種事業概要等届出書
- 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

鉄道局施設課環境対策室	03 - 5253 - 8111 (内線40863)
北海道運輸局鉄道部技術課	011 - 290 - 2733
東北運輸局鉄道部技術課	022 - 791 - 7528
新潟運輸局鉄道部技術第一課	025 - 244 - 6117
関東運輸局鉄道部技術第一課	045 - 211 - 7241
中部運輸局鉄道部技術第一課	052 - 952 - 8032
近畿運輸局鉄道部技術第一課	06 - 6949 - 6441
中国運輸局鉄道部技術課	082 - 228 - 8797
四国運輸局鉄道部技術課	087 - 835 - 6361
九州運輸局鉄道部技術課	092 - 472 - 2520

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 提出先にお問い合わせ下さい。

3 . 手続情報

審査基準

： ・ 環境影響評価法第 4 条第 3 項

- ・ 鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第 1 条の二
- ・ 軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第 1 条の二

標準処理期間：届出の日から起算して 6 0 日以内

第二種事業概要等届出書

年 月 日

殿

届出者 住 所
氏 名

鉄道の建設及び改良の事業に係る第二種事業について、環境影響評価法第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

第二種事業の名称	
第二種事業の目的	
第二種事業の種類	
第二種事業の規模	
第二種事業が実施されるべき区域	
第二種事業に係る技術、工法その他の事業の内容のうち同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項	

記載要領

- 1 第二種事業の種類欄は、普通鉄道の建設の事業又は普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業の別を記載すること。
- 2 第二種事業の規模欄は、鉄道の長さについてキロメートルを単位とし、小数点以下第2位を切り捨てて記載すること。
- 3 第二種事業が実施されるべき区域欄は、当該第二種事業が実施されるべき区域が含まれる都道府県及び市町村（特別区を含む。）の名称を記載するものとし、当該区域及び周囲の概況を明らかにした適切な縮尺の平面図を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。